

Daiwa Institute of Research

大和 ボック・ボタブ ある Secretar Gray

~制度調査部情報~

2005年6月28日 全2頁

## 棚卸資産の評価、見直しへ

制度調査部 吉井 一洋

ASBJ が専門委員会を設けて検討を開始

## 【要約】

ASBJ (企業会計基準委員会)は、2005年6月8日に、第1回の棚卸資産専門委員会を開催した。

ASBJ と IASB(国際会計基準審議会)との間のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトでは、当初取り上げる検討テーマの一つとして、棚卸資産の評価基準を挙げている。棚卸資産専門委員会はこれを受けて設置されたものである。

専門委員会では、棚卸資産の評価方法として低価法を強制するかなどが検討される。2005 年秋には論点整理を公表し、2006 年中には基準や適用指針を完成させる予定である。

## 1. ASBJ の WG (ワーキング・グループ)の設置

ASBJ (企業会計基準委員会)は、2005年6月8日に第1回「棚卸資産専門委員会」を開催し、棚卸資産の評価方法などに関する検討を開始した。同14日には第2回の専門委員会が開催されている。

棚卸資産に関しては、2001 年 11 月に、ASBJ に検討テーマを提言するテーマ協議会から、短期的な検討テーマの一つとして、以下のような提言が行われていた。ただし、当時は短期的なテーマの中では優先順位の高いテーマとは位置づけられていなかった。

「わが国における棚卸資産に関する会計処理方法として、 原価法と低価法の選択適用、 再調達原価による評価(低価法適用時)の容認、 最終仕入原価法の容認、がある。いずれも国際的には特異な処理とみなされるものであり、検討が必要である。」

その後、2005 年 1 月 21 日に、ASBJ は IASB (国際会計基準審議会)との間で、両者の会計基準の 差異を縮小するための共同プロジェクトを立ち上げることを合意した。3 月 11 日には、初会合を 東京で開催し、共同プロジェクトで検討すべき項目を議論した。その結果、棚卸資産の評価基準は、 以下のように、当初取り上げる第 1 フェーズの検討項目に盛り込まれた。

ASBJ と IASB の共同プロジェクトの第1フェーズの検討項目

(1)棚卸資産の評価基準

(2)セグメント情報

(3)関連当事者の開示

(4)在外子会社の会計基準の統一 (5)投資不動産

これを受けて、ASBJ は、冒頭で述べたように、専門委員会を設けて検討を開始した。上述したように、わが国では、棚卸資産は原価法と低価法の選択適用が認められており、約8割の企業が原価法を採用している。これに対して IFRS (国際財務報告基準)や米国基準では、低価法による評価が強制されている。そこで専門委員会では、わが国でも棚卸資産について低価法による評価を強制するかどうかを中心に検討する。

専門委員会では、その他、次の点についても検討を行う予定である。

低価法で評価する場合の時価には何を用いるか?

:正味実現可能価額(売却市場で成立している価格から見積販売経費を控除したもの)、

再調達原価(現に保有している資産と同一の資産を再調達する場合に要する原価)、その他 低価法による評価損の取扱い

:評価損を戻し入れるか(洗い替え方式)、戻し入れないか(切り放し方式)

棚卸資産の範囲

金融投資として保有する棚卸資産の時価評価

:棚卸資産が売買目的有価証券やデリバティブである場合は既に時価評価されているが、金などのトレーディング目的のコモディティや投資不動産である場合は時価評価するのか

低価法による評価損の損益計算書での計上箇所

棚卸資産の価格下落をヘッジしている場合の取扱い

後入先出法と低価法の併用の可否 など

ASBJ は、今後、以下のスケジュールで検討を行い、2007 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの新基準・適用指針の適用(早期適用もあり)を目指す。

- ・2005 年秋頃 論点整理公表
- ・2006 年前半 企業会計基準・適用指針の公開草案公表
- ・2006 年中 企業会計基準・適用指針を公表

## 参考 各基準の棚卸資産の評価方法比較表

	日本基準	IFRS	米国基準
評価方法	原則原価法(強制評価減	低価法を強制	低価法を強制
	の適用あり)		
	低価法の選択も可能		
低価法で評価す	正味実現可能価額	正味実現可能価額	再調達原価
る場合の時価	再調達原価 など		ただし、正味実現可能価額
			を超えてはならず、正味実
			現可能価額から通常の利益
			を控除した額を下回っては
			ならない。
評価損の戻入	規定無し 1	戻し入れる	戻し入れない
		(洗い替え方式)	(切り放し方式)
後入先出法	可能	禁止	可能 2

<sup>1「</sup>企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」では、評価損を戻し入れない切り放し法が妥当としている。

<sup>2</sup> 税法では低価法との併用は不可。